

原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定について

平成11年5月18日

原子力委員会決定

1. 新たな長期計画策定の趣旨

現行の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「長期計画」という。)の策定以来約5年が経過し、この間に、原子力をめぐる国内外の情勢は大きく変化してきている。このため、これまで8回にわたって策定されてきた長期計画が我が国の原子力研究開発利用において果たしてきた役割を踏まえ、21世紀社会に向けた新たな長期計画について検討を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、21世紀を見通して我が国がとるべき原子力研究開発利用の基本方針及び推進方策を明らかにするため、新たな長期計画の策定を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 21世紀社会に向けた長期計画の在り方
- (2) 原子力と国民・社会
- (3) エネルギーの安定供給を支える軽水炉発電体系
- (4) 高速増殖炉及び関連する核燃料サイクル技術の研究開発
- (5) 未来を拓く先端的研究開発
- (6) 国民生活に貢献する放射線利用
- (7) 新しい視点に立った国際的展開
- (8) その他

3. 検討の進め方

(1) 長期計画策定会議の設置

新たな長期計画の策定に資するため、原子力委員会に長期計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。策定会議の審議事項等は次のとおりとする。

① 審議事項

長期計画の策定に必要な事項の調査審議を行い、新たな長期計画案を作成し、原子力委員会に報告する。

② 構成

(イ) 策定会議の構成員は別紙のとおりとする。

(ロ) 調査審議を円滑に行うため、必要に応じ、策定会議に分科会等を設けることができるものとする。

分科会等の構成員は策定会議の座長が定める。

(ハ) 原子力委員は、策定会議及び分科会等の調査審議に参加する。

③審議の進め方

(イ) 策定会議及び分科会等の議事は、原則として公開とする。ただし、策定会議又は分科会等が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りでない。

(ロ) 長期計画案を取りまとめるに当たり、その内容について、幅広く国民の意見を聴取するための措置を講ずるものとする。

(ハ) 長期計画案について国際的な理解と協力が得られるよう、努力を払うものとする。

(ニ) 策定会議及び分科会等は、相互に十分な連携を図るものとする。

(2) 既設の専門部会等においては、新たな長期計画の取りまとめが円滑に行われるよう運営に配慮する。